

## 第16回建築関係訴訟委員会・第22回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成27年3月23日(月)午後1時00分

2 場 所 最高裁判所中会議室

3 出席者(敬称略)

### 【委員】

岡田恒男(委員長), 上谷宏二, 小野徹郎, 金子光邦, 坂本功, 仙田満, 平山善吉, 松本光平, 安岡正人, 山本康弘〔大森文彦, 田中信義は欠席〕

### 【オブザーバー】

真木康守(日本建築学会専務理事), 川田昭朗(日本建築学会事務局), 三島隆(日本建築学会事務局), 植垣勝裕(東京地裁判事), 徳岡由美子(大阪地裁判事)

### 【事務局】

菅野雅之(民事局長), 福田千恵子(民事局第一課長), 餘多分宏聡(民事局第二課長) 高櫻慎平(民事局付)

## 4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 統計報告

事務局より, 次の点について報告がされた。

- ・ 建築関係訴訟事件の事件動向について
- ・ 鑑定人候補者推薦依頼件数

(3) 司法支援建築会議の取組について

司法支援建築会議の活動状況や今後の課題等について報告がされ, 意見交換が行われた。

(司法支援建築会議の取組)

- ・ 司法支援建築会議は日本建築学会の内部組織であり, 日本建築学会長直属の会議体として発足した。日本建築学会の保持する厳正中立的な立場から, 裁判所及び紛争処理機関を支援し, 裁判例など建築紛争の情報の調査分析を行って, その成果を公表し, それにより社会貢献あるいは建築学そのものにも貢献するということを目的としている。

事業は, 裁判例等の建築紛争の情報の調査研究やその成果の普及啓発, 調停委員・鑑定人・専門委員の候補者の推薦, それらの業績の評価・顕彰, 裁判所等との情報交換の場の設置, 司法支援に関係する第三者機関等への代表委員の派遣, その他会報の発行等が挙げられる。

- ・ 司法支援建築会議では地方との連携を進めるべく支部の設立を進めており, 平成24年に東海支部が, 平成25年に北海道支部及び近畿支部が設立された。現在九州支部の設立を進めているところであるが, それ以外にも支部を設けることは今後の課題だと考えている。

東海支部においては, 設立当時より裁判所との連携を図るために協議会や研究会を密に行うなどしており, 有益であると感じている。近時の研究会では, 耐震診断結果が賃貸建物の明渡し理由として使われているという専門家として思わぬ実態を知った。

- ・ ADRへの専門家推薦も行っており, 近年は国土交通省建設工事紛争審査会, 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会に推薦をしている。もっとも, 人数は多くなく, 今後増やしていくことが

課題である。

- ・ 調査研究活動の一環として修補工事の見積もり方法の資料作成を進めている。修補工事の見積もり方法としては、材料費、労務費について、各々の計算方法や数値を紹介し、それと共に具体例を示している。設備関係等の外注費についても具体例に盛り込んでいる。建築専門家でなくてもある程度分かるようにしたため、概算見積もりが合理的な金額か分かるようにできないかという要望にもある程度応えられる内容になったと考えている。

(主な意見)

- ADRへの相談が増えてくればかなりの件数が訴訟にならないで済むと考えられ、訴訟になる前にADRで解決できるようなシステムを建築学会の方で考えていく必要がある。
  - 認定を受けた評価住宅や保険付き住宅についての紛争を扱う各弁護士会設置の住宅紛争審査会というADRが紛争解決機関として機能していると思われることから、司法支援建築会議において支援を検討することが考えられるのではないか。ADRでの紛争解決機能を高めていくために、建築学会とADRとの結び付きを強くすることが考えられる。
  - 現在の日本の大学の設計教育では、クライアントや施工会社に対するリスク管理については教えていないところが多いため、設計実務の中で、クライアント等との信頼関係やコミュニケーションの取り方を考えていく必要がある。
  - 事前に紛争を防ぐといった守りの姿勢と、社会的にインパクトのある建築物を作るという建築家本来のあるべき姿とのバランスを取る必要があるのではないか。建築家としての質を向上させながら紛争を防ぐということが重要なのではないか。
- (4) 東京地裁と大阪地裁の事件動向、審理の実情について
- 東京地裁及び大阪地裁から各庁における建築関係訴訟の事件動向や審理の実情について報告がされ、意見交換が行われた。

(東京地裁の状況)

- ・ 東京地裁では、ピークであった平成20年と比べて新受件数がおよそ半分に、未済件数は3分の2に各減少している。終局事由については、和解や調停成立による取下げ擬制となったものが7割から8割に至っており、判決で終局したものが2割程度となっている。建築調停事件では、概ね4分の3の事件で調停が成立している。事件類型としては、東日本大震災の影響と思われる事件や、大型マンションの事件が多くなってきている。
- ・ 調停手続では、まず調停委員と共に事案の現場まで行き、その後評議を行い、調停委員関与の下で調停案を作成している。評議については、裁判官と調停委員とが共に日々設計図書などを広げて時間をかけて行っている。専門家調停委員は非常に熱意を持って取り組まれており、それにより概ね4分の3と非常に高い割合で調停が成立している。

(大阪地裁の状況)

- ・ 大阪地裁は、新受・未済件数が増加しているのに対して平成26年の既済件数は減少している。新受件数の増加要因としては、新件の増加というよりは、大阪地裁の方針により他部で調停に付される時期が前倒しされたことや簡易裁判所でも専門的知見を要する事件を移送するようになったこと、管内支部からの回付件数が増加傾向にあることが挙げられる。未済件数の増加要因としては、調停、和解による解決が困難になってきていることや、書証がない事案が一定数あること、

当事者の準備が不足していることが考えられる。終局結果については、判決が35パーセント程度となっている。事件類型としては、施工上の瑕疵や地盤などを問題とするような重い事案が減少し、住宅や店舗のリフォームの事案、追加工事や瑕疵が争点となる事案等が増え、その意味で事件は小型化しているといえるが、書証が不十分で事実認定に困難を伴うことが多い。

- ・ 大阪地裁では7割程度の事件で調停を活用している。調停の進め方は東京地裁と同様であり、まず現地調査を行い、その後評議を行うが、評議を充実させるようにしており、場合によっては複数期日行うこともある。評議結果を調停委員会意見書としてまとめ、当事者に交付することで、意見を正確に理解してもらうとともに、調停不成立となっても、訴訟における証拠として活用してもらえるようにしている。話合いの契機がない事案や特殊な分野の専門的知見をピンポイントで必要とする事案などでは専門委員に関与してもらうこともある。鑑定をした例は近年ほとんどない。

#### (主な意見)

- 地域により、構造形式や建築確認済証の取扱いが異なるといった実態があり、このような違いが訴訟にどのように影響しているのか興味がある。
- 事件動向等に地域差があるとすれば、それは地域がどこかという視点ではなく、都市化が進んでいるかどうかの問題なのではないか。近隣との関係の親密度によって騒音等に対する許容限度が異なってくるように思われ、都市化が進めば進むほど、建築紛争は増えていく傾向があると考えられる。
- 特に専門性の高い分野においては、一つの適切な専門的観点を示すことで訴訟が大きく動くこともあり得る一方、そのような分野に精通していない専門家が鑑定書を書くと、ポイントがずれて余計に事件を迷走させる可能性もある。特に専門性が高い分野について、どの専門家が良いかを検討するのは建築学会が適任である。

#### (5) 今後の予定

委員会は原則として2年に1回の開催のため次回は平成29年に開催すること、それまでに委員会に諮問すべき事項が生じた際には次回の期日を待たずに開催することが確認された。

以上